

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 31 年 2 月 1 日



担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課
	監督課長 津田 恵史
	監察監督官 中前 英人
	電 話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

建設工事現場に対して一斉監督を実施

- 12 月に集中的に実施 -

厚生労働省和歌山労働局（局長 松淵厚樹）では、建設業における労働災害防止を図るため、管内 5 か所の労働基準監督署において、労働災害の多発が懸念される 12 月に県下一斉に監督指導を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

一斉監督による監督指導実施結果の概要

- 1 対 象 和歌山県内の建設工事現場 82 現場
- 2 期 間 平成 30 年 12 月
- 3 実施結果
 - (1) 監督指導を実施した 82 現場（147 事業場）のうち 62 現場（75.6%）において労働安全衛生法違反が認められ是正勧告等を行った。実施結果については、別紙 1 のとおり。
 - (2) 主な法違反については、
 - ア 足場や作業床から墜落・転落を防止するための手すり等の未設置や不十分であったものが 67 事業場
 - イ 安全衛生管理体制に問題があったものが 38 事業場であった。
 - (3) 違反が認められた 62 現場のうち、墜落等の労働災害の急迫した危険が認められた 8 現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った。
 - (4) 監督実施 82 現場のうち 8 現場（8.7%）において「工期にゆとりがない」との回答であった。

また、和歌山労働局では、年末年始無災害運動期間を迎えるに当たり、平成 30 年 12 月 14 日に和歌山労働基準監督署と合同で建設工事現場の安全パトロールを実施しました。（参考資料 1）

【今後の方針】

県内における休業4日以上の労働災害の約12%は建設業で発生し、特に死亡災害については3割強を建設業が占めている状況にあります。今回の一斉監督においても、約7割の現場で労働災害防止対策が徹底されていない状況であったことから、和歌山労働局では今後も、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、法違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

また、和歌山労働局では、適正な工期での請負契約の締結等のため、平成30年7月2日付け建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂（別紙2）により、発注者等に働きかけを行ってきたところですが、今回の一斉監督において約1割の現場で「工期にゆとりがない」と回答があったことを踏まえ、引き続き同ガイドラインの普及を図ってまいります。

平成30年12月 和歌山労働局建設現場一斉監督指導実施結果(広報用) 概要

(実施期間:平成30年12月3日~12月27日)

和歌山労働局

		建築現場		土木現場		その他		解体工事		合計	
監督現場数		27		54		1		0		82	
監督事業場数		67		79		1		0		147	
発注者別		現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数
	公共	8	1	52	4	0	0	0	0	60	5
	民間	19	3	2	0	1	0	0	0	22	3
	合計	27	4	54	4	1	0	0	0	82	8
請負金額別	1億9千万円未満	15		48		1		0		64	
	1.9~10億円未満	8		5		0		0		13	
	10億円以上	4		1		0		0		5	
	合計	27		54		1		0		82	

措置状況		元請	下請 (社)								
法違反	現場数	22		40		0		0		62	
	事業場数	22	39	37	19	0	0	0	0	59	58
うち使用停止 命令等	現場数	5		3		0		0		8	
	事業場数	4	9	3	0	0	0	0	0	7	9
指導票	現場数	10		8		0		0		18	
	事業場数	9	8	7	2	0	0	0	0	16	10

「現場数」については、元請・下請にかかわらず、現場全体としての状況について記入すること

「発注者別」欄の右枠内については、工期にゆとりがないと回答した現場数を内数として記入すること

1. ガイドラインの趣旨等

働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。

- ・建設工事従事者の休日（週休2日等）
- ・労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
- ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダレヅク」を行わない。
予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。
補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
・3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
・プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

Press Release

 厚生労働省 和歌山労働局 発表
平成 30 年 12 月 10 日

担	厚生労働省 和歌山労働局 労働基準部 健康安全課長 宮下 康彦 地方産業安全専門官 豊倉 慎一
当	電話 073-488-1151 FAX 073-475-0113

「年末年始無災害運動 和歌山」

～ 「みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始」 ～

(中央労働災害防止協会 平成 30 年度スローガン)

業務の繁忙期となり、労働災害が増加する傾向にある年末年始に

「年末年始無災害運動 和歌山」を展開します。

- 年末年始は、業務の繁忙期で物の流通量の増大や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒災害等の危険が増加します。また、日常行っている確認動作が不十分となってミスを誘発し、省略行動をとること等により労働災害が発生する可能性が高まります。

各事業場、職場においては、**作業開始前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業での連携した安全確認の徹底、保護具等の使用状況の確認、転倒等への注意、労働者の健康状態の確認**などを実践することが普段にも増して重要となります。

- 県内の労働災害発生状況（平成 30 年 11 月 30 日現在 死亡・休業 4 日以上 の災害）

平成 30 年 11 月 30 日現在の全業種の労働災害は 910 件発生しており、前年同期と比べて 36 件（4.1%）の増加となっています。また、死亡災害は 6 件発生し、前年同期と同件数となっています。

主な災害として、通路等での転倒災害が 198 件、高所からの墜落、転落災害が 148 件、動作の反動、無理な動作が 118 件発生しています。災害に起因するものとしては、仮設物、建築物、構築物等が関係する災害、フォークリフト等の運搬機が関係する災害、その他の装置等が関係する災害の順で多く発生しています。

例年、年末年始は業務が繁忙となり、災害が増加する傾向にありますので、運動期間中である「平成 30 年 12 月 15 日から平成 31 年 1 月 15 日まで」の間は、事業場においては、労使が一体となって更なる労働災害防止活動の推進をお願いします。

なお、和歌山労働局及び管下労働基準監督署においては、期間中、建設業等災害多発業種に対して、集中的に監督指導等を実施します。

Press Release



和歌山労働局発表
平成 30 年 12 月 10 日

担	和歌山労働局 労働基準部 健康安全課長 宮下 康彦 地方産業安全専門官 豊倉 慎一
当	電話 073-488-1151 FAX 073-475-0113

年末年始無災害運動期間を迎えるにあたり 和歌山労働局長が建設工事現場を安全パトロール します。

- ・和歌山労働局長（まつぶちあつき松淵厚樹）は、年末年始無災害運動期間（12 月 15 日～1 月 15 日）を迎えるにあたり、**12 月 14 日（金）午後**に、和歌山労働基準監督署と合同で下記建設工事現場の安全パトロールを実施します。（詳細は裏面のとおりに）
- ・和歌山労働局では、年末年始の慌ただしい中で労働災害が発生しないよう、各建設工事現場における墜落・転落災害の防止等安全措置の徹底を図ります。

《取材にあたっての留意事項》

- ・取材を希望される報道関係者は、別紙「取材申込書」で **12 月 12 日（水）17:00 までに健康安全課あて F A X**で申込み願います。期日までにお申込みいただいていない場合は、入場をお断りする場合があります。
- 御希望いただいた報道関係者は、パトロール当日 **12 月 14 日（金）13:30 までに工事現場南側入口ゲート（別添現場案内図参照）**にお越しください。
- ・**なお、取材は安全上の関係で、工事現場南側入口ゲート付近までとさせていただきますことをあらかじめご了承ください。**

※ 突発的な事情等により、パトロールを中止する場合は、当日 **12 月 14 日（金）午前 9 時までに電話**でご連絡します。

記

- 1 日 時 平成 30 年 12 月 14 日（金）13:30～
- 2 場 所 (仮称)友田町四丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築
工事現場
(和歌山県和歌山市友田町四丁目 50-1-9)

和歌山労働局長の建設工事現場安全パトロール実施要領

日 時 平成 30 年 12 月 14 日（金） 13：30～14：30（予定）

実施者 和歌山労働局長 松淵 厚樹 同局労働基準部長 西本 直哉
同局健康安全課長 宮下 康彦 和歌山労働基準監督署長 田中 稔 他

パトロール現場

施工者 清水建設(株) 関西支店

工事名 (仮称)友田町四丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築工事

場所 和歌山県和歌山市友田町四丁目 50-1-9

集合場所（別紙「現場案内図」を参照ください。）

工事現場南側入口ゲート

（和歌山県和歌山市友田町四丁目 50-1-9）

[J R 和歌山駅近く]

*** 車でお越しの際は、近隣のコインパーキングを御利用いただきますようお願いいたします。**

タイムスケジュール（予定）

13：30 工事現場集合後、工事概要説明

13：45 説明後、現場内全般をパトロール

14：30 講評

《注意事項》

- ・労働局職員、工事関係者の指示に従って、安全に行動してください。
- ・工事関係者からの許可のない場所には近づかないようにしてください。また、工事関係者から許可のない場所は撮影を行わないようお願いいたします。

フォトレポート 平成30年12月

●平成30年12月14日(金)

年末年始無災害運動期間を迎えるにあたり、和歌山労働局長の建設工事現場安全パトロールを実施しました

パトロール現場

施工者 清水建設(株) 関西支店

工事名 (仮称)友田町四丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築工事

場所 和歌山県和歌山市友田町四丁目 50-1-9



〈労農記者クラブ扱い〉

 大阪労働局発表
 1月31日午後2時


【照会先】

 大阪労働局 労働基準部
 監督課長 綿貫 直
 主任労働基準監察監督官 佐藤 英巳
 (電 話) 06-6949-6490
 (夜間電話) 06-6949-6491 (17:15 以降)

報道関係者 各位

近畿2府4県労働局が546箇所の建設現場を一斉監督

滋賀労働局（局長 石坂弘秋）、京都労働局（局長 高井吉昭）、大阪労働局（局長 井上真）、兵庫労働局（局長 畑中啓良^{ひろよし}）、奈良労働局（局長 伊達浩二）、和歌山労働局（局長 松淵厚樹^{あつき}）の近畿2府4県の労働局では、建設業における労働災害防止を図るため、年末の慌ただしさで安全衛生管理が徹底されないおそれのある12月に一斉監督を実施し、その結果を、以下のとおり、取りまとめた。

〈概要〉

- 1 対 象 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山労働局管内
の建設工事現場
- 2 期 間 平成30年12月
- 3 実施結果 ※ 詳細は、別紙1参照
 - ① 監督実施546現場のうち349現場（63.9%）において労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等を行った。
 - ② 主な法違反は、
 - ・足場や作業床からの墜落・転落防止に関する違反（431事業場）
 - ・安全衛生管理面に関する違反（285事業場）
 であった。
 - ③ 違反が認められた349現場のうち、特に労働災害の急迫した危険が認められた67現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った。
 - ④ 監督実施546現場のうち109現場（20.0%）において「工期にゆとりがない」との回答があった。

【今後の方針】

今回の一斉監督において労働災害防止対策が徹底されていない現場が63.9%認められたこと、速報値ではあるが大阪労働局の平成30年における休業4日以上労働災害の8.9%が建設業で発生し、特に、死亡災害については、全産業に対して建設業の占める割合が38.7%と最も高く、前年の約3割増となっていることから、大阪労働局としては、1月21日から3月31日までを「冬季死亡災害防止強化期間」と位置づけ、建設工事現場に対する監督指導等を引き続き実施するとともに、法令違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処する。

加えて、大阪労働局では、墜落・転落災害防止のため、「命綱GO活動」の普及を促進するとともに、「工期にゆとりがない」ことについては、適正な工期での請負契約の締結等のため、平成30年7月2日付け建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ『『建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン』の改訂』（別紙2）により、発注者等に働きかけを行ってきたところであり、引き続き同ガイドラインの普及を図ってまいりたい。

1 監督実施状況

工事別		監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 (対(A))	うち作業停止 等命令現場数 (C)	作業停止等 命令率 (対(B))
滋賀	建築	23	16	69.6%	0	0.0%
	土木	5	2	40.0%	1	50.0%
	解体	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	1	0	0.0%	0	0.0%
	計	29	18	62.1%	1	5.6%
京都	建築	100	67	67.0%	27	40.3%
	土木	12	7	58.3%	2	28.6%
	解体	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	1	0	0.0%	0	0.0%
	計	113	74	65.5%	29	39.2%
大阪	建築	122	72	59.0%	15	20.8%
	土木	9	2	22.2%	0	0.0%
	解体	9	1	11.1%	0	0.0%
	その他	8	3	37.5%	1	33.3%
	計	148	78	52.7%	16	20.5%
兵庫	建築	98	74	75.5%	9	12.2%
	土木	6	1	16.7%	0	0.0%
	解体	3	2	66.7%	1	50.0%
	その他	10	6	60.0%	1	16.7%
	計	117	83	70.9%	11	13.3%
奈良	建築	36	22	61.1%	1	4.5%
	土木	21	12	57.1%	1	8.3%
	解体	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%	0	0.0%
	計	57	34	59.6%	2	5.9%
和歌山	建築	27	22	81.5%	5	22.7%
	土木	54	40	74.1%	3	7.5%
	解体	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	1	0	0.0%	0	0.0%
	計	82	62	75.6%	8	12.9%
合計	建築	406	273	67.2%	57	20.9%
	土木	107	64	59.8%	7	10.9%
	解体	12	3	25.0%	1	33.3%
	その他	21	9	42.9%	2	22.2%
	計	546	349	63.9%	67	19.2%

2 主な違反事項

違反事項類別	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	違反事業場数	主な内容
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	12	69	66	69	31	38	285	・元請事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29等) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	15	107	109	100	33	67	431	・足場等の作業床未設置または安全帯等未使用(安衛則518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部等手すり等無しまたは安全帯等未使用(安衛則519、653)
【木工機械】 木工機械を用いた作業における危険の防止関係	0	3	1	3	0	0	7	・丸のこ盤に歯の接触予防装置が設けられていない(安衛則123)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	0	1	12	7	1	2	23	・型枠支保工のパイプサポートの不備(安衛則242) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則245)
【掘削等地山崩壊防止】 地山掘削等による崩壊等防止関係	0	0	0	0	0	0	0	(例) ・地山の崩壊等危険場所における土止等措置未実施(安衛則361) ・掘削作業時の運搬機械等運行経路未周知(安衛則364)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	0	3	4	5	8	2	22	・玉掛けの資格を持たない者が同作業実施(安衛令20(16)) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74の2) ・厚生労働大臣の定める基準に不適合な移動式クレーンの使用(クレーン則64)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	5	8	7	8	2	15	45	・建設機械を運転する資格を持たない者が運転(安衛令20(12)) ・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし(安衛則155) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則158)
【労働衛生関連】 ・アーク溶接作業等粉じんばく露防止関係 ・酸欠作業 ・有機溶剤作業	3	7	5	13	2	6	36	・アーク溶接作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則27) ・有機溶剤を使用した作業等における有効な送気マスク等の不使用(有機則33)
【その他】 上記に該当しない指導事項	9	44	43	54	9	21	180	・資格証等の携帯(安衛法61) ・作業主任者の周知(安衛則18) ・通路の確保(安衛則540)

3 発注者別工期のゆとり

		滋賀局	京都局	大阪局	兵庫局	奈良局	和歌山局	合計	比率
監督現場数		29	113	148	117	57	82	546	
公共工事	現場数	9	25	13	37	27	60	171	
	内ゆとりなし	3	5	7	3	13	5	36	21.1%
民間	現場数	20	88	135	80	30	22	375	
	内ゆとりなし	0	20	30	17	3	3	73	19.5%
合計	現場数計	29	113	148	117	57	82	546	
	ゆとりなし計	3	25	37	20	16	8	109	20.0%

平成30年 近畿ブロック 建設業死傷者数比較 (速報値)

	近畿合計	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
死傷災害発生状況(速報)	1,788	110	262	698	474	124	120
(全産業)	(17,835)	(1,220)	(2,146)	(7,839)	(4,406)	(1,210)	(1,014)
死亡災害発生状況(速報)	46	3	3	24	11	3	2
(全産業)	(131)	(11)	(9)	(62)	(34)	(9)	(6)

死傷災害発生状況、死亡災害発生状況は平成30年12月末日現在の数値。

赤字は前年同時期より増加を示す。

9

参考 平成29年 近畿ブロック 建設業死傷者数比較 (確定値)

	近畿合計	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
死傷災害発生状況(確定)	1,826	124	304	660	474	134	130
(全産業)	(19,278)	(1,342)	(2,430)	(8,345)	(4,794)	(1,251)	(1,116)
死亡災害発生状況(確定)	50	3	10	20	12	2	3
(全産業)	(136)	(9)	(21)	(60)	(30)	(7)	(9)